

令和 7 年度
九州地方知事会 特別決議



令和 7 年 6 月

このたび、九州地方知事会では、九州地域を取り巻く重要な課題や九州地域の発展につながる取組等について、「特別決議」として取りまとめました。

これまで、九州地方知事会においては、国際社会への対応や、防災や環境問題、少子高齢化・人口減少社会への対応などの共通する課題に対し、九州・山口各県が広域的視点に立った政策を立案・実行することにより、地域課題を効果的に解決してまいりました。

また、九州の経済界と共同で設置している「九州地域戦略会議」においても、国の地方創生とともに、「日本の創生を九州地域が先導する」という思いで、官民一体で九州地域の地方創生を推進してきました。

このような中、令和7年1月の石破総理大臣施政方針演説において、都道府県域を超えた広域連携の新たな枠組み「広域リージョン連携」を強力に推進することが打ち出されました。

我々は、九州地域が持つ強みやポテンシャルを活かしながら、こうした動きを追い風とし、様々な分野で躍動する九州をさらに前へと押し進めてまいります。

政府におかれましては、九州各県や全国知事会の要望はもとより、九州地方知事会が取りまとめた特別決議の実現に御高配を賜りますようよろしくお願いいたします。

令和7年6月

九州地方知事会

会	長	河	野	俊	嗣	(宮崎県知事)
副	会	長	玉	城	デニー	(沖縄県知事)
福岡県知事		服	部	誠	太郎	
佐賀県知事		山	口	祥	義	
長崎県知事		大	石	賢	吾	
熊本県知事		木	村	敬		
大分県知事		佐	藤	樹	一郎	
鹿児島県知事		塩	田	康	一	
山口県知事		村	岡	嗣	政	

目 次

1	南海トラフ地震等の大規模広域災害への対応・・・・・・・・・・	1
2	国民保護対策の推進・・・・・・・・・・	3
3	朝鮮半島や台湾の周辺諸国等の有事に伴う対応・・・・・・・・	4
4	防疫対策拠点の整備・・・・・・・・・・	5
5	ひとり親家庭及び重度心身障害者を対象とした 全国一律の公費負担医療制度の創設等・・・・・・・・	6
6	新生シリコンアイランド九州の実現に向けた基盤整備・・・・・・・・	7
7	九州の農林水産業の輸出拡大及び物流対策・・・・・・・・	9
8	米国による相互関税等による影響への対応・・・・・・・・	10
9	離島振興対策の充実・・・・・・・・・・	11
10	広域交通ネットワークの構築・・・・・・・・・・	13
11	九州M a a S の推進・・・・・・・・・・	15
12	ツール・ド・九州の更なる充実に向けた支援と サイクルツーリズムの推進・・・・・・・・・・	16
13	国会議員の定数配分の見直し・・・・・・・・・・	17

南海トラフ地震等の大規模広域災害への対応

【背景・理由】

九州地域においては、令和6年8月に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、また、令和7年1月には南海トラフ地震の30年以内の発生確率が80%程度に引き上げられたことから、発生の切迫性が高まっている南海トラフ地震への対応や大規模広域災害への備えを加速させていかなければならない。

今後起こり得る南海トラフ地震をはじめとする大規模広域災害に備え、国と地方が一体となって進める防災・減災対策に関し、以下の項目について適切に対応するよう求める。

【提言内容】

1 予算の確保、財政支援の拡充等

南海トラフ地震等の大規模広域災害に備え、津波避難施設や河川・海岸施設、橋梁、上下水道等のライフライン、住宅の耐震化、防災拠点としての港湾の機能強化に加え、避難所環境等の整備が進められるよう、十分な予算の確保並びに財政支援の拡充等を講じるとともに、産業・雇用の中核であり、かつ災害時にも重要な役割を担う製油所や油槽所等の危険物施設等への災害予防対策を強化すること。

2 「今後発生が想定される南海トラフ地震発生時の応援職員派遣に係るアクションプラン」の実効性確保のための取組に必要な人的・財政的支援

発災後の即時応援体制の構築として行われる、重点受援県の管内市町村の受援体制整備や即時応援県との定期的な意見交換、研修、訓練等の平時からの取組、また、被害状況確認後の九州地域の応援体制構築として行われる、被害確認後応援県を含むブロック内の広域応援の訓練等の取組に対する人的支援や必要となる経費に対する財政措置を講じること。

3 広域防災拠点の整備

平成28年熊本地震では、国のプッシュ型物資を受け入れる同県の広域物資拠点が被災し、国が同県以外に民間倉庫を確保する事態が生じたことから、南海トラフ地震等の大規模広域災害に対する対策として、国が主体となり支援物資や人員派遣を円滑に受け入れるための九州地域の広域防災拠点の整備を進めること。

また、当該拠点や周辺地域の被災等により、拠点機能を十分に活用できないことも想定し、被災が想定されない地域に代替の拠点及びインフラ等の整備を進めること。

国民保護対策の推進

【背景・理由】

令和6年6月、国から九州・山口各県に対して、沖縄県先島諸島からの避難住民の受入に係る計画作成について依頼があった。

広域的な避難は全国に共通する課題である中、本計画の作成は他の都道府県の参考となる先進的な取組であるが、国民保護法においては平時からの備えを含めた具体的な運用の考え方は示されておらず、計画の検討に関するガイドライン等もない状況である。

また、計画の策定に当たり、関係機関との調整や専門知識を有する外部機関の活用などが見込まれるが、それらに必要な財政措置が十分に講じられていないとともに、避難住民の生活を支援する中で、必ずしも国民保護法の枠組みに当てはまらない検討課題に対し、法的な位置づけや財政負担等の議論が十分になされていない。

加えて、国民保護対策の推進に当たっては、取組の趣旨等について国民に広く理解を得ることが必要である。

については、以下の項目について適切に対応するよう求める。

【提言内容】

1 ガイドラインの作成

九州・山口各県における、沖縄県からの避難住民の受入に係る計画作成を円滑に進められるよう、関係機関の役割等を整理したガイドラインを作成すること。

2 必要な経費に対する財政措置及び検討の具体化

計画作成に際し、必要となる経費について、十分な財政措置を講じ、避難住民の受入を想定した訓練や調査等の実施に要する費用は、国が全額負担すること。

また、国民保護法の枠組みに当てはまらない検討課題について、財政負担等の検討を具体化させること。

3 国民への丁寧な周知

広く国民に対して、国民保護対策の取組の趣旨等を丁寧に周知し、理解を深めるよう取り組むこと。

朝鮮半島や台湾の周辺諸国等の有事に伴う対応

【背景・理由】

朝鮮半島や台湾の周辺諸国等において有事が発生した場合に、避難を余儀なくされた人々が、九州地域に流入してくる可能性がある。こうした事態への対応について、国において検討を進めておく必要がある。

については、以下の項目について適切に対応するよう求める。

【提言内容】

朝鮮半島や台湾の周辺諸国等において有事が発生した場合に、九州地域への避難を余儀なくされた方々への対応について、国において検討を進めること。

防疫対策拠点の整備

【背景・理由】

新型コロナウイルス感染症をはじめ、人獣共通感染症の発生予防やまん延防止は、喫緊の課題であり、ワンヘルスに関する省庁間の連携、大学、研究機関の学際連携の強化を図った上で、人獣共通感染症、薬剤耐性菌感染症の予防管理を一体的に行う体制が必要である。

国は、令和7年4月に国立健康危機管理研究機構を設立し、感染症部門を統合するなど新たなパンデミックに備えた体制強化を図っている。

アジアは、SARSやMERSといった新興感染症の発生地であり、デング熱やSFTSといった蚊やダニが媒介する人獣共通感染症の流行地であるため、アジアの玄関口に位置し、人や物の移動に伴い、これらの感染症が流入するリスクの高い九州に、関係機関が連携して人獣共通感染症と薬剤耐性の対策を推進する防疫対策の拠点が必要である。

については、以下の項目について適切に対応するよう求める。

【提言内容】

新型コロナウイルス感染症の経験に鑑み、新たなパンデミックへの備えとして、「人と動物の健康と環境の健全性を一つの健康」と考える「ワンヘルス」の理念のもと、関係機関が連携して人獣共通感染症と薬剤耐性の対策を推進する防疫対策の拠点を、新興感染症の発生地であるアジアの玄関口に位置し、アジア諸国由来の人獣共通感染症等の流入するリスクが高い九州に早期に整備すること。

ひとり親家庭及び重度心身障害者を対象とした全国一律の公費負担医療制度の創設等

【背景・理由】

ひとり親家庭及び重度心身障害者を対象とする医療費助成事業は地方単独事業であるため、都道府県や市町村の財政力等により、住民が受けるサービスに格差がある。

令和6年度から、こどもの医療費助成については国保の減額調整を行わないこととされたが、ひとり親や重度心身障害者については、従来どおり減額調整となっており、助成事業における現物給付化の大きな支障となっている。

特に九州地域ではひとり親家庭等医療費については、全国に比べ、償還払いの自治体が多い状況である。

また、重度心身障害者医療費は現物給付、自動償還、償還払い等の支給方法が混在しており、地域間のサービス格差が依然として残っている。

償還払い方式は、一時的な窓口負担や自治体への申請手続等、利用者の負担が重く、利便性の向上を図る必要がある。

については、以下の項目について適切に対応するよう求める。

【提言内容】

1 全国一律の医療費助成制度の創設

全国一律の医療費助成制度を早期創設すること。

制度創設にあたっては、一時的な窓口負担なく、医療を享受できる仕組みとなるよう、マイナンバーカードを活用し、利便性の向上を図ること。

2 国庫負担減額調整措置（国保ペナルティ）の全廃

全国一律の制度が創設されるまでの間、現物給付化の大きな支障となっている国民健康保険制度の国庫負担減額調整措置（国保ペナルティ）を全廃すること。

新生シリコンアイランド九州の実現に向けた 基盤整備

【背景・理由】

T SMCの進出をはじめとした九州地域で相次ぐ大規模投資は、半導体関連産業の更なる集積・設備投資の拡大や雇用の創出等、様々な経済波及効果が期待される100年に一度のビッグチャンスである。その効果を最大化するため、九州地域戦略会議では、産学官金で共有される基本方針として、令和6年6月に「新生シリコンアイランド九州グランドデザイン」を策定し、産業集積を進めながら、“半導体の生産と応用”及び“トップ人材をはじめとする人材の輩出”をリードし続ける拠点（イノベーション・マルチハブ）の整備を目指し、オール九州で取り組みを進めている。

九州地域、ひいては日本全体の発展に向けて、あらゆる製品に使用され世界標準の基幹部品となっている半導体需要の成長を取り込むことが必要であり、半導体生産の拠点として、日本経済の一翼を担うべく、以下の項目について適切に対応するよう求める。

【提言内容】

1 都道府県域を超えた広域単位での産学官連携の取組

九州が世界の半導体サプライチェーンの中核を担うとともに、地域の活力につながる「新生シリコンアイランド九州グランドデザイン」に掲げた企業の研究開発や生産機能、大学等が集積する拠点（イノベーション・マルチハブ）の整備や拠点間の連携に対する支援を行うこと。

そのため、石破総理大臣施政方針演説に掲げられた、都道府県域を超えた広域連携の新たな枠組みである「広域リージョン連携」を早期に具体化するなど、連携拠点の整備・運営や人材の育成・確保、サプライチェーンの構築、半導体を用いる応用分野におけるベンチャー創出等に対する財政的支援や税制優遇、規制緩和等の優遇措置を行うこと。

2 産学官連携による半導体関連人材の育成・確保

活況な半導体関連産業において人材不足が深刻化してきてい

る中、九州地域においても多くの雇用が予定されており、人材の育成・確保が喫緊の課題となっているため、人材の確保や育成等に取り組む自治体に対し、継続して支援すること。

また、国主導による関係業界や産学官の連携強化、産業の魅力発信の機会創出、大学等高等教育機関における人材の育成に取り組むとともに、人材の育成に取り組む大学等高等教育機関に対し、十分な財政的支援を行うこと。

さらに、国外からの半導体関連人材の受入れ、学生のインターンシップ・留学、企業研修や出張等に伴い発生する入国・在留関係の諸手続きが、円滑・迅速に進むよう取り組むこと。

3 半導体サプライチェーンの強靱化

半導体サプライチェーンの強靱化を実現し、安定供給に必要な体制を確保するため、先端半導体をはじめ、パワー半導体、アナログ半導体、半導体部素材・原材料及び半導体製造装置等の製造基盤全体の強化のために半導体関連企業が実施する設備投資等に対し、財政的支援を継続するとともに、必要な予算を確保すること。また、次世代半導体等の先端技術の研究開発や、研究開発を促進する企業間のネットワーク構築、中小企業のサプライチェーン参入等に対して財政的支援を拡充すること。

4 企業集積の進展を支えるインフラの整備

国内外の半導体関連企業等が進出する際の受け皿となる工業団地や工業用水等の関連インフラの整備を行う自治体に対し、継続した財政的支援を行うこと。

さらには、国内外の半導体関連企業等の進出が、新生シリコンアイランド九州の実現につながるよう、特に九州地域内の物流・交通インフラが加速度的に整備されるよう特段の予算を確保するとともに、広域的な物流を支える道路の早期事業化を図ること。

九州の農林水産業の輸出拡大及び物流対策

【背景・理由】

九州地域は農林水産業が主要な産業であり、農業産出額は全国の約2割を占めるなど、国内食料供給の重要な拠点となっている。

人口減少等により国内市場が縮小する中で、中国等アジアに最も近い地理的優位性を生かした農林水産物の輸出拡大の取組が重要である。

また、国内においては、首都圏をはじめとする大消費地への距離が遠いことに加え、「物流の2024年問題」に伴うドライバー不足等の影響により、農林水産物の輸送コストの上昇が大きな課題となっている。

については、以下の項目について適切に対応するよう求める。

【提言内容】

1 中国等への農林水産物の輸出拡大

中国への農林水産物の輸出拡大に向けて、日本産水産物等の輸入規制の撤廃や、牛肉の輸出再開等について働きかけること。

二国間の輸出動植物検疫協議等、輸出相手国の規制等の緩和・撤廃に向けた取組を加速化すること。

2 農林水産物の「物流の2024年問題」対策

「物流の2024年問題」に伴うドライバー不足により、首都圏等大消費地の食を支えている九州地域の農林水産物の輸送が停滞しないよう、九州地域が実施する輸送のパレット化、ストックポイントの整備、モーダルシフトの加速化等、物流業務の効率化・合理化に向けた支援の取組については、十分な予算確保を行うとともに、着荷主である首都圏等大消費地の市場等に対しては、国が主体的に荷待ち時間の削減、物流施設の整備等の対策を講じ、円滑な対策の実現を支援すること。

米国による相互関税等による影響への対応

【背景・理由】

令和7年4月に、米国のトランプ大統領は、日本からの輸入品に対し、24%の相互関税を適用する旨を発表し、自動車については25%の追加関税措置を発動した。

その後、相互関税の上乗せ分を一時停止する一方、10%の一律関税については維持するとしている。

九州地域は、自動車関連産業が集積しており、九州経済圏（山口県含む）の令和6年の輸出額は3兆5,058億円で、約3割が米国向けとなっている。また、九州の農林水産物・食品の輸出額も増加しており、令和5年における九州の港等からの輸出額は1,559億円で、このうち約2割が米国向けである。

さらに、集積が進む半導体（部品及び装置）についても、令和6年の輸出額は、2兆6,522億円と自動車に次ぐ状況にあり、「新生シリコンアイランド九州」として半導体関連産業の投資が進み、更なる伸びが見込まれる。

こうした中、今回の関税措置は九州の産業や雇用等地域経済へ多大な影響が及ぶことが懸念される。

については、米国による相互関税等に関し、以下の項目について適切に対応するよう求める。

【提言内容】

- 1 米国政府に対し、相互関税及び自動車等の品目別関税の見直しを行うよう粘り強く交渉すること。
- 2 今回の関税措置がもたらす地域経済への影響等について、的確な分析を行い、地域の事業者等に対しても迅速かつ丁寧に情報を提供すること。
- 3 九州地域における経済の持続的発展のために、関税の影響を大きく受ける事業者等へ必要な支援を行う等、地域の産業や雇用への影響を最小限にする対策を講じるとともに、半導体関連産業や自動車関連産業及び農林水産業・食品産業の発展を妨げることがないように、万全な措置を講じること。

離島振興対策の充実

【背景・理由】

我が国の離島は、その地理的特性等から、領海等の保全や海洋資源の利用、自然環境の保全に加え、食料の安定的な供給等、我が国や国民の利益の保護等に重要な役割を担っている。

このうち離島振興法等（注1）の有人離島は、九州・山口各県で合わせて169島を有し、これは我が国の離島（306島）の55.2%を占めている。

また、領海等の保全の活動拠点としての機能を有する有人国境離島（注2）は、九州・山口各県で合わせて118島あり、我が国の有人国境離島（148島）の79.7%を占める。

これらの有人離島は、進学や就職を機に島外へ転出する若者の増加等による深刻な人口減少や高齢化等により社会インフラが減少・消滅し、そのことでさらに人口減少が進み、将来的に無人化する離島が増えることが懸念される。

このため、離島の国家的な役割を踏まえると、無人化を防ぎ、地域社会を維持するためには、離島振興策の一層の充実強化が必要である。

については、以下の項目について適切に対応するよう求める。

（注1）法＝離振法、沖振法、奄振法及び小笠原法

（注2）有人国境離島の数は「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針」の別表でカウント

【提言内容】

1 離島振興施策の充実・強化

関係法令に基づく施策について、各府省等による確実な実施と更なる充実・強化を図ること。

2 交付金等による支援制度の充実

関係法令に基づく交付金等による支援制度について、離島の実情に応じた内容となるよう、対象事業の拡充をはじめ、その制度内容の充実に取り組むとともに、必要な予算額を確保すること。

さらに、小規模離島については、人口減少等により存続が危ぶまれる深刻な状況となっていることから、行政サービスの維持や住宅の確保をはじめとした定住条件の整備等に関する支援の強化

を図ること。

3 有人国境離島法の改正・延長

令和9年3月末をもって期限を迎える有人国境離島法を確実に延長するとともに、充実・強化を図ること。

広域交通ネットワークの構築

【背景・理由】

国・地方の最大の課題である地方創生の推進は、地域間競争の側面も持つことから、その前提となる競争基盤を公平に整えることが重要である。しかしながら、現状は、地方を中心に高規格道路のミッシングリンクや新幹線整備の遅れ等があり、依然として地域間格差は解消されていない。また、九州地域では毎年のように自然災害に見舞われており、災害時のリダンダンシーの確保の観点も必要である。

地方回帰の機運の高まりなど、社会情勢が変化する中、東京圏への過度な一極集中の是正や多極化を図り、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の構築に向けて、時間距離の短縮や多重性・代替性の確保等を可能とする交通ネットワークの強化を推進しなければならない。

ついては、九州地域の発展を支える交通ネットワークの構築に関し、以下の項目について適切に対応するよう求める。

【提言内容】

1 広域道路ネットワークの構築

東九州自動車道、九州中央自動車道、西九州自動車道、南九州西回り自動車道、那覇空港自動車道、山陰自動車道といった高規格道路のミッシングリンクの早期解消、暫定2車線区間の4車線化はもとより、中九州横断道路、下関北九州道路、北薩横断道路、有明海沿岸道路等といった地域の交流・連携・連結機能を強化する道路の整備推進、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道等とのダブルネットワークの強化に必要な予算を確保すること。

また、豊後伊予連絡道路、島原天草長島連絡道路の実現に向け、調査実施に必要な予算を確保すること。

2 東九州新幹線等の整備計画路線への格上げ

東九州新幹線が、九州新幹線等とつながり、同じく基本計画路線である四国新幹線とも接続することで、我が国全体に大きな効果が期待されることから、東九州新幹線や四国新幹線を早期

に実現するため、整備計画路線への格上げに向けた法定調査を速やかに実施すること。

また、貸付料算定の適正化や国際観光旅客税の活用等、新たな財源の検討を含めた所要の整備財源を確保するとともに、新幹線整備予算を拡充することにより、整備計画路線及び基本計画路線の整備を促進すること。

併せて、地方公共団体の負担軽減のための財政措置の拡充を図ること。

九州M a a Sの推進

【背景・理由】

厳しい経営環境を背景にした公共交通の崩壊への深刻な懸念を踏まえ、令和4年6月、九州地域戦略会議において「九州M a a S」の構築が提案された。その後約2年に及ぶ議論を経て、令和6年4月に実行組織として一般社団法人九州M a a S協議会が設立され、同年8月にはサービスが開始された。

九州M a a Sでは、官民や交通事業者間の共創により、九州地域が一体となって住民や観光客等の移動の円滑化や異分野との連携を通じた移動需要の創出に取り組むことにより、令和12年度までに「公共交通の利用促進」や「多極交流の実現」、「九州観光の振興」の達成等を目指しているが、具体的な取組はまだ緒に就いたばかりである。

官民が一体となって広域的に取り組むM a a S施策は我が国初の試みであり、少なくとも持続可能性が担保されるまでは、国による財政面及び制度面での支援が不可欠である。

については、以下の項目について適切に対応するよう求める。

【提言内容】

1 財政支援の維持・充実

公共交通機関等により形成される交通網の維持、広域的な社会基盤・データ連携基盤の整備といった観点から、補助金等による財政支援を積極的かつ継続的に講じること。

2 共創を後押しするための環境整備

多くの交通事業者等による共創を通じM a a S施策の高度化が図られるよう、共通乗車船券の迅速な造成を可能とするための割引運賃・料金届出手続きの簡略化等、既存制度を柔軟に見直すこと。

ツール・ド・九州の更なる充実に向けた支援と サイクルツーリズムの推進

【背景・理由】

令和5年度から開催されているツール・ド・九州は、スポーツ大会の域に留まらず、地域固有の大自然や文化、豊かな暮らしを国内外に発信する絶好の機会となり、2024年大会では、経済効果26.5億円、延べ10万1千人の観戦者数を記録している。このように大きな成果を上げている一方で、安全な大会開催のためには膨大な警備費が必要であり、より充実した財政支援が不可欠である。

また、九州地域でのサイクルツーリズムの機運を高め、新たな観光客を呼び込むため、九州・山口各県、九州経済連合会、九州観光機構からなる「九州・山口サイクルツーリズム推進委員会」において、ナショナルサイクルルートの指定に向けた取組を進めている。その際、ナショナルサイクルルートの指定要件を満たすには、サイクリスト向けの休憩施設や案内看板の設置等の受入環境整備が必要となるが、各自治体での財政負担が大きく、受入環境整備の高いハードルとなっているため、より充実した財政支援が必要である。

については、以下の項目について適切に対応するよう求める。

【提言内容】

- 1 九州地域が一丸となって取り組むこのツール・ド・九州を継続的に開催し、地方創生を加速させるため、円滑な大会開催に向けた財政支援を充実すること。
- 2 この機会にサイクルツーリズムの機運を高め、新たな観光客を呼び込むため、九州地域におけるナショナルサイクルルートの指定に向けた受入環境整備に対する財政支援を充実すること。

国会議員の定数配分の見直し

【背景・理由】

憲法が求める人口比例に基づく現行の選挙制度では、都市部の議員が増え、地方の議員は減る一方。今後さらに人口減少、都市部への人口集中が進めば、人口が減りにくい都市部の議員中心に、この国の形や方向性を議論することになる。

一方で、国の根幹でもある食糧基地やエネルギー供給地、国土保全等を担って支えているのは地方である。

現行の人口比例に基づく国会議員の定数配分は、国の意思決定を歪めかねない切実な問題であることから、憲法改正を含め、国民全体での骨太な議論をしていくことが必要である。

については、以下の項目について適切に対応するよう求める。

【提言内容】

国会議員の定数配分の見直しについて、十分な国民的議論のもとで憲法改正等の抜本的な対応を行うこと。